市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第十一号

市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律

市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和十二年三月三十一日」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。

（国民健康保険法及び地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律の一部改正）

第二条　次に掲げる法律の規定中「平成三十二年三月三十一日」を「令和十二年三月三十一日」に改める。

一　国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）附則第二十三条

二　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律（平成十三年法律第百四十七号）附則第三条

（地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の一部改正）

第三条　地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。

附則第一条中「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に改める。

附則第十九条（見出しを含む。）中「附則第二条第一項ただし書の規定によりなおその効力を有するものとされた同法」を削る。

（地方自治法等の一部を改正する法律の一部改正）

第四条　地方自治法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第四条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（市町村の合併の特例に関する法律の一部改正）」を付する。

第五条の見出しを削り、同条中「附則第二条第一項ただし書の規定によりなおその効力を有するものとされた同法」を削る。

附則第一条中「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に改める。

附則第二条第六項中「附則第二条第一項ただし書の規定によりなおその効力を有するものとされた同法」を削る。

附則第五条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（市町村の合併の特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置）」を付する。

附則第六条の見出しを削り、同条中「附則第二条第一項ただし書の規定によりなおその効力を有するものとされた同法」を削る。

総務大臣　高市　早苗

厚生労働大臣　加藤　勝信

内閣総理大臣　安倍　晋三

土地基本法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第十二号

土地基本法等の一部を改正する法律

（土地基本法の一部改正）

第一条　土地基本法（平成元年法律第八十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十条」を「第十一条」に、「第十一条―第十八条」を「第十二条―第二十条」に、「第三章　国土審議会の調査審議等（第十九条）」を「第三章　土地に関する基本的な方針（第二十一条）　第四章　国土審議会の調査審議等（第二十二条）」に改める。

第一条中「並びに」の下に「土地所有者等」を加え、「適正な土地利用の確保を図りつつ正常な需給関係と適正な地価の形成を図るための土地対策」を「土地が有する効用の十分な発揮、現在及び将来における地域の良好な環境の確保並びに災害予防、災害応急対策、災害復旧及び災害からの復興に資する適正な土地の利用及び管理並びにこれらを促進するための土地の取引の円滑化及び適正な地価の形成に関する施策」に改め、「もって」の下に「地域の活性化及び安全で持続可能な社会の形成を図り、」を加える。

第二条中「その利用」及び「土地の利用」の下に「及び管理」を加え、「土地利用」を「土地の利用及び管理」に、「かんがみ」を「鑑み」に改める。

第三条の見出しを「（適正な利用及び管理等）」に改め、同条第一項中「利用される」を「利用し、又は管理される」に改め、同条第二項中「土地利用」を「土地の利用及び管理」に、「利用される」を「利用し、又は管理される」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　土地は、その周辺地域の良好な環境の形成を図るとともに当該周辺地域への悪影響を防止する観点から、適正に利用し、又は管理されるものとする。

第四条の見出しを「（円滑な取引等）」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

土地は、土地の所有者又は土地を使用収益する権原を有する者（以下「土地所有者等」という。）による適正な利用及び管理を促進する観点から、円滑に取引されるものとする。

第五条の見出しを「（土地所有者等による適切な負担）」に改め、同条中「その土地に関する権利を有する者」を「土地所有者等」に改め、同条に次の一項を加える。

2　土地の価値が地域住民その他の土地所有者等以外の者によるまちづくりの推進その他の地域における公共の利益の増進を図る活動により維持され、又は増加する場合には、土地所有者等に対し、その価値の維持又は増加に要する費用に応じて適切な負担が求められるものとする。

第十九条の見出しを削り、同条を第二十二条とする。

第三章を第四章とする。

第二章中第十八条を第十九条とし、同条の次に次の一条を加える。

（地方公共団体に対する支援）

第二十条　国は、地方公共団体が実施する土地に関する施策を支援するため、情報の提供その他必要な措置を講ずるように努めるものとする。